

鶴岡市経営継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者の経営継続を応援するため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者にも、鶴岡市独自に支援金を支給します

支援金額	1事業者あたり20万円 （1回限り）
申込期限	令和2年8月31日（月）必着
申請方法	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、 原則として郵送で提出 【送付先】 〒997-0015 鶴岡市末広町3番1号 マリカ東館3階 庄内産業振興センター内 鶴岡市経営継続支援金事務室 あて
対象者	市内に事業所を有する中小企業事業者及び個人事業主 中小企業事業者：市内に本社または本店を置くもの 個人事業主：市内に住所を有するもの (法人以外の団体を含む)
交付要件	(1) 平成31年3月から令和元年5月までの <u>3ヶ月の平均売上が20万円以上</u> あること (2) 令和2年3月から令和2年5月までの間で1ヶ月当たりの <u>売上が前年同月と比較し20%以上減少した月</u> があること (3) 令和2年1月から令和2年5月の期間で、 <u>国の持続化給付金の給付対象に該当しないこと</u> (4) 個人事業主にあつては、 <u>事業収入が給与収入を上回っていること</u> (5) 交付申請の時点において <u>今後も事業を継続すること</u> (6) 市税等の <u>滞納がないこと</u> (7) 国の提唱する「 <u>新しい生活様式</u> 」を <u>実践すること</u>
必要書類	(様式第1号) 鶴岡市経営継続支援金交付申請書兼請求書及び確認・同意事項 (様式第2号) 売上高比較表 鶴岡市経営継続支援金交付要綱で定める証拠書類等（裏面証拠書類チェックリストでご確認ください。）

※ 詳細や様式のダウンロードは「鶴岡市ホームページ」でご確認ください。

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp> 「経営継続支援事業について」

※ 原則郵送ですが、やむを得ず窓口での申請を希望される場合は「マリカ東館3階 鶴岡市経営継続支援金事務室」でお受けしますので、電話で事前予約をお願いします。

受付時間:9時30分～16時30分

TEL: 080-2846-8562 又は 080-2846-8563 FAX: 0235-29-2725

証拠書類チェックリスト

No.	証拠書類	法人	個人	書類の例 (いずれかを用意)
1	本社又は本店が市内にあることがわかる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記簿謄本の写し(発行3ヶ月以内のもの) ・法人の事業案内の写し(パンフレットやホームページ) ・法人設立届の写し
2	本人確認書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、その他の公的機関が発行した身分証明書(裏面に住所等の変更記録が記載されている場合は裏面も必要)
3	売上比較表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	売上比較表(様式第2号)
4	確定申告書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(法人) ・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の「確定申告書別表1」 ・法人事業概況説明書(両面)の写し ※いずれも受領印があるもの。e-Tax の場合は受信通知が必要です。)
				(個人事業主・青色申告の方) ・2019 年の「確定申告書第1表」の写し(收受印のあるもの。e-Tax の場合は受信通知が必要です。) ・所得税青色申告決算書の写し
				(個人事業主・白色申告の方) ・2019 年の「確定申告書第1表」の写し(收受印のあるもの。e-Tax の場合は受信通知が必要です。))
5	対象月の月間売上を証明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象月の売上台帳等の写し(経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳など任意の様式で構いませんが、2019 年〇月と2020 年〇月が明確に記載されている書類。)
6	振込先口座が確認できる通帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通帳を開いて1・2ページ目の写し(銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できること。)